

第2期入善町教育大綱



令和4年3月
富山県入善町

目 次

1	大綱策定の趣旨.....	1
2	本大綱の名称.....	1
3	大綱の位置づけ.....	1
4	大綱の対象期間.....	2
5	教育を取り巻く情勢.....	2
6	大綱の基本理念.....	2
7	第7次入善町総合計画と第2期入善町教育大綱の相関図.....	3
8	基本目標.....	5
	【基本目標 1】	
	「生きる力」を育む教育と特色ある学校づくりの推進.....	5
	【基本目標 2】	
	郷土愛あふれる人づくりの推進.....	7
	【基本目標 3】	
	生涯を通じた学習活動・スポーツの推進.....	8
	【基本目標 4】	
	ふるさと文化の振興と共生社会理解の推進.....	10
	計画を推進するための横断的な視点.....	12

1 大綱策定の趣旨

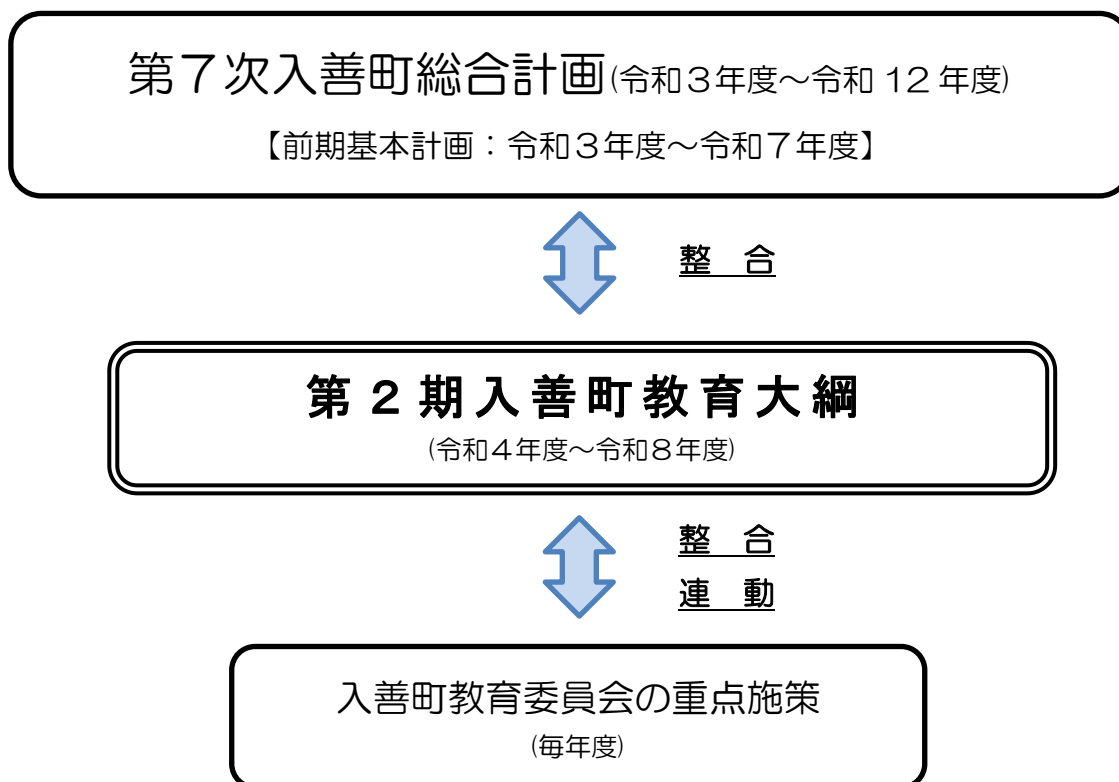
入善町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、入善町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針として策定します。

2 本大綱の名称

平成29年3月に策定した大綱に続くものとして、本大綱の名称を「第2期入善町教育大綱」とします。

3 大綱の位置づけ

入善町の総合的かつ計画的な行政運営の基本方針を示す、最上位計画「第7次入善町総合計画」（10年）と入善町教育委員会において毎年度定める「入善町教育委員会の重点施策（当初予算における重点事業等）」の中間的位置づけとします。



4 大綱の対象期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

※ この期間内においても、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化、施策等の進捗状況等を踏まえ、大綱を見直す必要が生じた場合は、入善町総合教育会議において、内容の変更等について適宜協議することとします。

5 教育を取り巻く情勢

本大綱の策定にあたっては、以下に示す教育を取り巻く情勢を十分に踏まえたものとしてします。

- 人口減少・少子高齢化の加速
- 高度情報化の急速な進展
- グローバル化の進展
- SDGs 達成に向けた機運の高まり
- ライフスタイルや価値観のさらなる多様化
- 働き方改革の推進
- 公共施設の老朽化
- 新型コロナウイルス感染症による影響
- GIGA スクール構想の推進
- 新学習指導要領の改訂

6 大綱の基本理念

大綱の上位計画となる第7次入善町総合計画では、目指す将来像を「扇状地に夢と笑顔があふれるまち入善～子どもたちの未来のために～」としています。

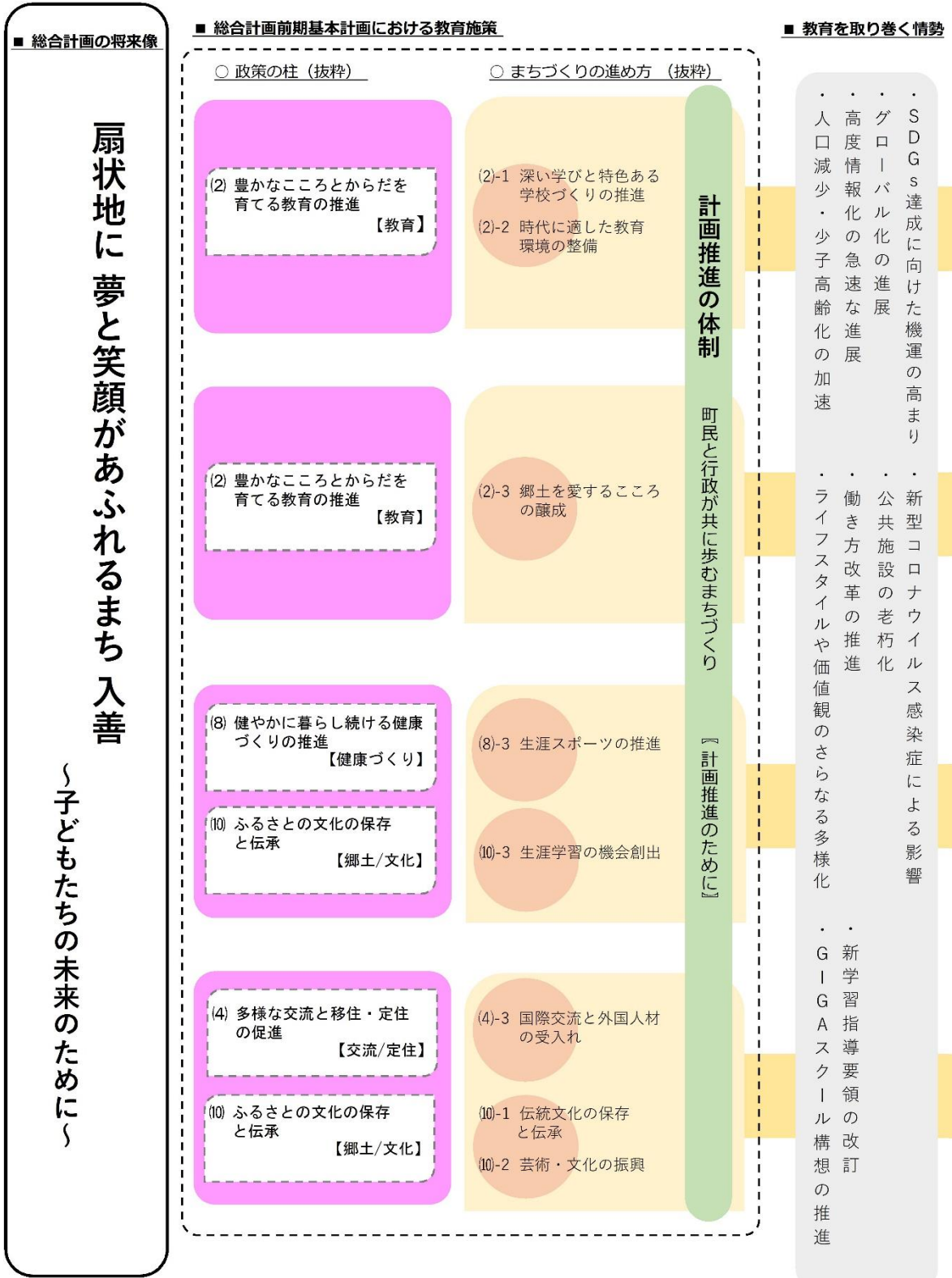
また、同計画では、この実現に関わる人々の姿を「入善町への愛情と自信にあふれ、お互いが活躍し、つながり、支え合うことで、人口減少の時代を克服し、豊かな暮らしと新たな物語を創造する」としています。

町が目指す将来像の実現には、入善町に愛着を持った人材を育成する「人づくり」の取組みが必要不可欠と考えます。

そのため、本大綱の基本理念は、「人づくり」を主眼に置いた第1期大綱の基本理念を継承し、入善町が目指す将来像の実現につなげる教育施策の展開を図ります。

「ふるさと入善」に愛着を持ち、心豊かな「人づくり」を目指して

7 第7次入善町総合計画と第2期入善町教育大綱の相関図



■ 大綱の基本理念

「ふるさと入善」に愛着を持ち、
心豊かな「人づくり」を目指して

■ 大綱の基本目標

1. 「生きる力」を育む
教育と特色ある学校
づくりの推進

町の未来を担う子どもたちが一人ひとりの個性を活かし活躍できるよう、深い学びと特色ある学校づくりを推進します。
子どもたちが安心して学び、夢や希望を持ち、未来へ力強くチャレンジできるよう、時代に適した教育環境の整備を推進します。

2. 郷土愛あふれる
人づくりの推進

年代を問わず多くの町民が郷土を愛するところを育み、ふるさとに愛着と誇りを持つことができるよう、ふるさと教育やキャリア教育を推進します。

3. 生涯を通じた学習
活動・スポーツの推進

すべての町民が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれのライフステージにおいて、ニーズに合った学習活動やスポーツに親しむことができるよう、生涯学習・スポーツを推進します。

4. ふるさと文化の振興
と共生社会理解の推進

伝統文化の伝承を図るとともに、文化財の保存・活用を推進し、地域の文化資源を次代に引き継ぎます。
文化振興施設の活用促進や芸術・文化活動の振興を図ることで、町民が芸術・文化にふれる機会の創出を図ります。
国際交流などを通し異文化に対する理解を深めるとともに、男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、誰もが自分らしく活躍できる社会の形成を図ります。

■ 施策の柱と具体的な取り組み

1. 深い学びと特色ある学校づくりの推進
- (1) きめ細やかな教育の推進
 - (2) 児童・生徒の安全・安心の確保と健康増進
 - (3) 特色ある学校づくりの推進

2. 時代に適した教育環境の整備
- (1) 学校施設の整備推進
 - (2) 教育環境の整備促進
 - (3) 教員の校務効率化の推進

3. 郷土を愛するところの醸成
- (1) ふるさと教育の推進
 - (2) キャリア教育の推進

4. 生涯学習の機会創出
- (1) 学習機会の充実
 - (2) 生涯学習環境の整備
 - (3) 図書館機能の整備・充実

5. 生涯スポーツの推進
- (1) スポーツ環境の整備・充実
 - (2) スポーツ活動の推進

6. 伝統文化の保存と伝承
- (1) 地域文化の継承
 - (2) 文化財や文化資源の保存と活用

7. 芸術・文化の振興
- (1) 芸術・文化施設の活用促進
 - (2) 芸術・文化活動の振興

8. 国際交流と共生社会理解の推進
- (1) 国際交流の推進
 - (2) 男女共同参画の推進

計画を推進するための横断的な視点

・ S D G s の視点を踏まえた施策の展開
・ アフターコロナを見据えた施策の推進

8 基本目標

【基本目標 1】

「生きる力」を育む教育と特色ある学校づくりの推進

急激な人口減少や急速な高度情報化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、学校教育においては、「生きる力」の育成と特色を活かした教育を推進する必要があります。

町の未来を担う子どもたちが一人ひとりの個性を活かし活躍できるよう、深い学びと特色ある学校づくりを推進します。また、子どもたちが安心して学び、夢や希望を持ち、未来へ力強くチャレンジできるよう、時代に適した教育環境の整備を推進します。

【施策の柱と具体的な取組み】

【施策の柱 1】 深い学びと特色ある学校づくりの推進

1－（１） きめ細やかな教育の推進

- ① 新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びを実践し、基礎学力の向上はもちろん、「生きる力」の育成を目指します。
- ② 少人数学級の推進など、きめ細かな指導体制を構築し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。
- ③ 障がいの有無に関わらず、特別な支援が必要な幼児、児童・生徒に対しては、きめ細やかな相談・支援体制を構築します。
- ④ 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに沿った適切な指導を行うため、教員等の資質向上と指導体制の構築に努めます。
- ⑤ 生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育のあり方について研究を進めます。

1－（２） 児童・生徒の安全・安心の確保と健康増進

- ① 登下校時の子どもの安全を守るため、学校・地域・家庭等が連携して見守りを行うとともに、警察等の関係機関とも連携して対策を強化します。
- ② スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置、関係機関との連携により、悩みを抱える子どもたちに適切に対応できる体制づくりに努めます。
- ③ 不登校の児童・生徒に対して教育機会の確保や相談体制の充実に努めます。
- ④ 児童・生徒に安全・安心な学校給食を提供するとともに、給食費を支援することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

1－（3）特色ある学校づくりの推進

- ① 家庭や地域などと連携し、地域資源や地域の人材を活用するほか、SDGsを意識した教育や学校づくりを推進します。
- ② 国際化社会に対応するための基礎的な能力を育成するため、ALT（外国語指導助手）やCIR（国際交流員）の配置を充実し、保育所から中学校までの切れ目のない外国語・国際理解教育を推進します。
- ③ 国際性豊かな人材の育成や異文化に対する理解を促進するため、国際交流や姉妹都市交流を推進します。

〔施策の柱2〕時代に適した教育環境の整備

2－（1）学校施設の整備推進

- ① 老朽化が進む学校施設の計画的な整備・改修を行い、安全・安心な学校環境の維持に努めます。
- ② 時代の変化に応じた教育環境の質的改善・機能向上を図ります。

2－（2）教育環境の整備促進

- ① 教育のICT導入など、時代の変化に対応した教育を円滑に行うことのできる環境の整備を進めます。
- ② 高度通信技術やICT設備を有効に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、多様で広域的な授業の展開を図ります。

2－（3）教員の校務効率化の推進

- ① 教員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、校務支援システムなどを活用した教育のシステム化や業務内容の見直しなどを進め、教員の勤務環境の改善に努めます。
- ② 専門的な知識も必要となるICT教育などに的確に対応し、児童・生徒の理解を促すとともに、教員の負担軽減にもつなげるため、ICT支援員などの専門人材の活用に努めます。

【基本目標 2】

郷土愛あふれる人づくりの推進

人口減少や少子高齢化の進行などにより、今後ますます地域活力の低下が懸念されていることから、郷土愛の醸成を図り、地域に定着し、活躍できる人材の育成が求められています。

年代を問わず多くの町民が郷土を愛するところを育み、ふるさとに愛着と誇りを持つことができるよう、ふるさと教育やキャリア教育を推進します。

【施策の柱と具体的な取組み】

〔施策の柱 3〕郷土を愛するところの醸成

3-（1）ふるさと教育の推進

- ① 学校教育はもとより、幅広い年齢層を対象として、生まれ育った町の恵みや魅力を確実に伝える「ふるさと教育」を実践し、郷土に親しみと愛着をもった人材の育成を促します。
- ② 学校教育では、社会体験を積極的に組み入れ、地域資源や地域の人との関わりやふれあいの機会を創出し、郷土の魅力を自覚し、誇りと自信につなげる教育に努めます。
- ③ 学校給食における地場産食材の活用など、食育を推進することで、子どもたちのふるさとに対する愛着や誇りを育みます。

3-（2）キャリア教育の推進

- ① 「14歳の挑戦」など、町内事業所での社会体験活動を推進し、町の将来を担う人材の育成につなげます。
- ② 社会で活躍する著名人との交流の機会を創出し、子どもたちが将来に夢や希望をもって成長することができるきっかけを提供します。

【基本目標3】

生涯を通じた学習活動・スポーツの推進

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、心の豊かさやいきがいの創出が求められています。また、健康寿命の延伸を図るため、スポーツを通じて、町民の健康づくりや体力向上を推進する必要があります。

すべての町民が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれのライフステージにおいて、ニーズに合った学習活動やスポーツに親しむことができるよう、生涯学習・スポーツを推進します。

【施策の柱と具体的な取組み】

〔施策の柱4〕生涯学習の機会創出

4－（1）学習機会の充実

- ① 多様なニーズに対応するとともに、世代に関係なく広く学び合うことができる機会の充実を図ります。
- ② 地域の歴史や文化、豊かな自然環境など、地域の特性を活かした学習や体験型講座等の展開を促進します。

4－（2）生涯学習環境の整備

- ① 老朽化が進む公民館等の計画的な整備・改修を行い、地域の実情などを踏まえながら施設の適正な維持管理に努めます。
- ② 各地区公民館を拠点とした教室や講座、イベントなどの活性化を推進します。
- ③ 生涯学習活動に関する情報の集約を図るとともに、ホームページの活用などによる情報提供を推進します。

4－（3）図書館機能の整備・充実

- ① 学習・情報の拠点施設として多様化・高度化する利用者ニーズに的確に対応できるよう、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子書籍の充実を図ります。
- ② 生涯を通じた読書活動を推進するため、学校・地域・家庭と連携しながら、乳児期から発達段階に合わせた読書活動支援を図ります。
- ③ すべての町民が平等に読書環境を享受できるよう、電子図書館サービスを始めとしたりリモートサービスや多文化サービス、障がい者サービスの充実等、ユニバーサルデザインを考慮した図書館サービスの向上に努めます。

〔施策の柱5〕生涯スポーツの推進

5－（1）スポーツ環境の整備・充実

- ① 中央公園や総合体育館などスポーツ施設については、町民ニーズに対応した快適で適正な管理運営に努めます。
- ② 学校体育施設の開放などにより、地域においてもスポーツやレクリエーションなどを身近に楽しむことができる環境を確保します。
- ③ 老朽化が進む体育施設の計画的な整備・改修を行い、施設の適正な維持管理に努めます。

5－（2）スポーツ活動の推進

- ① 扇状地マラソンや全国カローリング大会など、特色あるスポーツ大会を開催・運営し、スポーツに対する意識の高揚を図ります。
- ② 幅広い世代が親しみ、交流できるスポーツの振興を図るとともに、大会の開催や活動支援を行います。
- ③ スポーツ少年団や地域のクラブ活動など、地域のスポーツ活動を支える団体の活性化に努めます。
- ④ スポーツ指導者やボランティアなどを確保・育成するため、指導者向け教室の開催や指導者ネットワークの確立を図ります。

【基本目標4】

ふるさと文化の振興と共生社会理解の推進

地域に伝わる貴重な文化や伝統、地域に根付く芸術・文化をふるさとの誇りとし、次の世代に地域ぐるみでしっかりと引き継ぎ、発展させていく必要があります。また、世代や分野、国籍、性別などに関わらず、多様な主体がお互いを尊重し、それぞれの良さを活かしながら、補い合う社会づくりが必要です。

伝統文化の伝承を図るとともに、文化財の保存・活用を推進し、地域の文化資源を次代に引き継ぎます。また、文化振興施設の活用促進や芸術・文化活動の振興を図ることで、町民が芸術・文化にふれる機会の創出を図ります。さらに、国際交流などを通し異文化に対する理解を深めるとともに、男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、誰もが自分らしく活躍できる社会の形成を図ります。

【施策の柱と具体的な取組み】

〔施策の柱6〕 伝統文化の保存と伝承

6－（1） 地域文化の継承

- ① 地域で受け継がれてきた文化や祭りなどを守り、未来へ引き継いでいくことができるよう、地域文化の実態把握に努めるとともに、文化の保存に対する支援を推進します。
- ② 子どもの頃から地域文化に親しむ機会を増やし、理解を深めるとともに、無形文化財や伝統文化などの後継者の育成へとつなげます。
- ③ 各地区の保存団体間の交流や連携を図り、地域が一体となって、文化の継承・保存を進めていく体制づくりを進めます。

6－（2） 文化財や文化資源の保存と活用

- ① 町に伝わる有形無形の文化財や伝統文化などを後世に伝えるため、記録誌やアーカイブとして残すなど、適正な維持管理と保存に向けた調査研究を進めます。
- ② 国指定天然記念物の「杉沢の沢スギ」など、地域にある文化資源や文化財を総合的・一体的に保存・活用することで、保存と伝承に向けた意識の醸成を図ります。
- ③ 公民館などで文化財等の展示を行うとともに、文化財を活用した講座などを開催し、地域文化に親しむ機会の創出と伝える人材の養成を図ります。

[施策の柱7] 芸術・文化の振興

7－（１）芸術・文化施設の活用促進

- ① 施設の特徴を活かした魅力的な企画展示やワークショップ、イベントの開催など、町ならではの芸術・文化の発信を推進します。
- ② 芸術・文化施設を開放し、幅広い世代の町民が芸術・文化にふれあう機会の創出を図るとともに、施設の特徴を活かした多様な利用を促進します。
- ③ 歴史的な文化を体験できる施設を活用し、地域への理解を促します。

7－（２）芸術・文化活動の振興

- ① 芸術・文化活動の一層の活性化を図るため、活動に取り組む人や団体の育成、連携を強化します。
- ② 文化施設や教育施設、コミュニティ施設などを有効に活用し、子どもから高齢者まで多様な世代が、芸術・文化にふれる機会を創出し、地域への愛着を醸成するとともに、豊かな芸術性や創造性を育みます。

[施策の柱8] 国際交流と共生社会理解の推進

8－（１）国際交流の推進

- ① 町民の国際理解を深めるとともに、グローバルな人材を育成するため、姉妹都市などとの生きた交流を推進します。
- ② 町民の国際感覚を育むため、外国人と町民との交流機会の創出に努めます。
- ③ 学校教育や生涯学習などを通して、異文化と触れ合い、学ぶ機会を創出します。

8－（２）男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画に関する理解が深まるよう男女共同参画フォーラムの開催や男女共同参画推進員と連携した意識啓発等を行います。
- ② 固定的な性別役割分担意識や慣行等の見直しを図り、あらゆる分野で女性が活躍できる環境の創出に努めます。

計画を推進するための横断的な視点

これらの基本目標を実現するためには、入善町に愛着と誇りを持ち、未来を担う心豊かな人材を育成する「人づくり」の取り組みが必要不可欠です。

この「人づくり」を推進するためには、グローバル化が進んだ現代において、国境を越えて影響を及ぼす様々な課題に対して、国際社会の一員として、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を意識しながら、各施策に取り組んでいく必要があります。

また、わたしたちに大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、今後あるべき社会を想定しながら、柔軟かつ効果的に計画を推進することが重要です。

○ 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた施策の展開

町民一人ひとりのSDGsへの理解を深め、持続可能な社会の実現に向けた多様な視点を持って施策を展開することで、未来を担う人材の育成に努めます。

○ アフターコロナを見据えた施策の推進

長期化する新型コロナウイルス感染症は、わたしたちの価値観やライフスタイルに大きな影響を与える一方で、急速なデジタル化の推進や地方への関心の高まりなど、良い影響をもたらす側面もありました。計画推進のために、これらの影響を的確に捉え、アフターコロナを見据えた取組みを推進します。

関係法令条文（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第百六十二号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

入善町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、連携して効果的な教育行政の推進を図るため、入善町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及び第3条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 入善町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 入善町の教育を行うための諸条件の整備その他入善町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えられるときは、町長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政課において処理する。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に委任又は補助させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。



入善町
NYUZEN MACHI

第 2 期 入 善 町 教 育 大 綱

発 行 : 入 善 町

編 集 : 企 画 財 政 課 / 教 育 委 員 会 事 務 局

〒939-0693 富 山 県 下 新 川 郡 入 善 町 入 膳 3255 番 地

電 話 0765-72-1100 (代 表)